



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

## ベトナム国内でのデータ保管義務等の概要

1. はじめに
2. 概要
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太  
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2022年12月22日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2022-9/>)。

### 1. はじめに

サイバーセキュリティ法(Law No. 24/2018/QH14)が2019年1月1日に施行され(同法第43条第1項)、同法第26条第3項は、「ベトナムにおける電気通信網上及びインターネット上のサービス並びにサイバースペース上で付加サービスを提供する国内外の企業で、個人情報に係るデータ、サービス利用者の関係に係るデータ及びベトナムにおけるサービス利用者によって作成されたデータの収集、利用、分析又は処理活動を行う企業は、政府が規定する期間中、ベトナム国内にこれらのデータを保管しなければならない。本項に該当する国外企業は、ベトナムに支店又は代表事務所(注:駐在員事務所のこと)を設置しなければならない。」として、国内外の一定の企業に、ベトナム国内でのデータ保管義務等を課しました。これについては不明確な点等が多数あり、適用対象含め実務上の対応に若干の混乱が生じていたところ、同法のいくつかの条文の詳細を規定する議定(Decree No. 53/2022/ND-CP、以下「Decree 53」といいます。)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2022

が2022年10月1日に施行され(Decree 53 第29条)、同法の内容の若干の詳細が規定されました。

そこで、本稿では、外国企業にも適用され得るベトナム国内でのデータ保管義務等に関する規制について、紙面の許す限り、その概要を取り上げます。

## 2. 概要

Decree 53 第26条は、上述した保管義務等につき、国内企業<sup>1</sup>、国外企業<sup>2</sup>それぞれに分けて詳細を規定しました。その概要は以下のとおりです。

### (1) 国内企業

まず、国内企業については、単にベトナム国内に所定のデータを保管するものとするのみで(Decree 53 第26条第2項)、特段の限定を追加していません。

この点、Decree 53 は、「電気通信網上のサービス」「インターネット上のサービス」「付加サービス」の定義規定を設けたものの(Decree 53 第2条第6号ないし第8号)、明確になっていない部分もあります。そのため、ベトナムで企業を設立し、インターネット上でサービスを提供する場合等には、ベトナム国内でのデータ保管義務が課される可能性があるか判然としない場合があることには留意が必要と思われます。

なお、保管義務の対象となる一定のデータとは、(a)ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に係るデータ、(b)ベトナムにおけるサービス利用者によって作成されたデータ(サービス利用者のアカウント名、サービス利用時間、クレジットカード情報、電子メールアドレス、ログイン及びログアウトに使用された最新のIPアドレス、アカウント又はデータに接合された登録電話番号)及び(c)ベトナムにおけるサービス利用者の関係に係るデータ(利用者が接続又は相互作用する友人、グループ)をいいます(Decree 53 第26条第1項)。

### (2) 国外企業

次に、国外企業については概要を以下のように規定し(Decree 53 第26条第3項第a号)、国外企業がデータ保管義務等を負う場合を一定程度限定しました。もともと、ベトナムをサービス提供対象に含む下記の一定の経営活動を実施している場合等には、データ保管義務等の対象となる可能性があるため、引き続き留意が必要と思われます。

電気通信、サイバースペース上のデータ共有・保存、ベトナムにおけるサービス利用者に対する国内又は国際ドメインの提供、電子商取引、オンライン決済、決済仲介、サイバースペースを通じた輸送接続サービス、ソーシャルオンライン及びソーシャルデータ通信、オンラインゲーム、メッセージ・電話・ビデオ電話・電子メール・オンラインチャット形式の下でサイバースペース上のその他の情報を提供・管理・運用するサービスの分野の一に属するベトナムにおける経営活動を有する国外企業であって、

当該企業により提供されるサービスが、サイバーセキュリティに関する法律令違反行為の実施に利用され、公安省に属するハイテク犯罪防止サイバーセキュリティ局により、文書による通知及び協力、阻止、調査、処理要請があったが、執行しないか、執行したが充分ではない又はサイバーセキュリティ保護の専門家の作用により実施されたサイバーセキュリティ保護措置の影響を阻止、妨害、無効化若しくは失わせた場合には、

ベトナムにおいて対象データの保管及び支店又は代表事務所の設置をしなければならない。

<sup>1</sup> ベトナム法に従い設立又は設立登録され、ベトナムに主たる住所を有する企業(Decree 53 第2条第11号)

<sup>2</sup> 外国法に従い設立又は設立登録された企業(Decree 53 第2条第12号)

### 3. 終わりに

上記で取り上げたデータ保管義務等の詳細規定以外にも、Decree 53 は、サイバーセキュリティ検査(サイバーセキュリティ法第 24 条)の手順及び手続の詳細規定(Decree 53 第 16 条)や、サイバースペースにおける違法又は虚偽の情報の削除請求(同法第 5 条第 1 号第 i 号)の手順及び手続の詳細規定(Decree 53 第 19 条)等を設けており、その点にも留意が必要と思われます。また、Decree 53 が 2022 年 10 月 1 日に施行されたばかりであり、サイバーセキュリティ法違反の罰則に関する議定はまだ制定されておらず罰則の適用についても不明確な状況にあるため、今後の動向を注視する必要があると思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上